

富山市立図書館視聴覚資料収集要綱（内規）

（基本方針）

第1条 視聴覚資料に対する市民の要求は、きわめて高く、活字以外のメディアが図書館資料として果たす役割は、大きくなっている。

このため富山市立図書館は、次により視聴覚資料を収集する。

（範囲）

第2条 収集する資料の種類は、次のものとする。

(1) 映像資料とは、映像と音声の記録で、装置を使用して再生するものを言う。

- ア. DVD（デジタル・ヴァーサタイル・ディスク）
- イ. レーザー・ディスク（LD）
- ウ. ビデオテープ（VT）
- エ. その他、これに類するもの

(2) 音声資料（録音資料）とは、映像を伴わない音のみの記録で、装置を使用して再生するものを言う。

- ア. CD（コンパクト・ディスク）
- イ. その他、これに類するもの

（種類別収集方針）

第3条 映像資料については、次のものを収集する。

- (1) 生涯学習・趣味に関する資料
歴史・紀行・自然科学・芸術・スポーツ・ドキュメンタリー等幅広いジャンルから優れた作品を収集する。
- (2) 郷土に関する資料
図書館の郷土資料と同様に積極的に収集する。
- (3) 映画・アニメーション
名作として一定の評価を得た作品を収集する。
- (4) 公序良俗に反するものは、収集の対象とはしない。

第4条 音声資料（録音資料）については、次のものを収集する。

- (1) クラシック音楽
ア. 名曲として評価の定まっている作品を幅広く収集する。
イ. 著名な作曲家や演奏家の代表的な作品を幅広く収集する。
- (2) ポピュラー音楽
名曲として評価の定まっている作品および評価の高いアーティストの作品を収集する。
- (3) その他の音楽で評価の高い作品を収集する。
- (4) 音楽以外の資料で評価の高いものを収集する。

（収集の基準）

第5条 収集の具体的な基準は、別紙「富山市立図書館資料収集に関わる指針」による。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。